

蔵王協議会だより

Z A O C O N F E R E N C E

33
2021

地域医療を見つめ
愛され続ける病院をめざして。



Photo: 山形大学医学部東日本重粒子センター開所式の様子



寄稿

蔵王協議会副会長のご挨拶

山形大学医学部附属病院 病院長 佐藤 慎哉

蔵王協議会会員の〈声〉

白鷹町立病院 院長 藤島 丈

特集 山形大学医学部東日本重粒子センター

資料1 令和2年度卒後臨床研修プログラム・1年次

資料2 令和3年度卒後臨床研修プログラム・2年次

資料3 令和2年度東北地区大学病院及び
山形県内研修病院のマッチング状況

資料4 令和2年度都道府県毎第一希望マッチ者数

資料5 後期研修医の動向

蔵王協議会会則／山形大学関連病院会会則

蔵王協議会役員・監事一覧

山形大学関連病院会加盟病院一覧





蔵王協議会副会長就任にあたり

山形大学医学部附属病院
病院長 佐藤 慎哉

この度、蔵王協議会副会長を拝命いたしました山形大学医学部附属病院長の佐藤慎哉と申します。今回は、本協議会のFounderでいらっしゃる嘉山孝正会長、長きに渡り副会長をお勤めいただいた山下英俊前医学部長、根本建二前附属病院長から、上野義之医学部長と私が蔵王協議会を引き継ぐこととなりました。丁度、役員の変更時期とコロナ禍が重なってしまい総会の開催もままならない中、会員の皆様方にご心配をおかけいたしました。これまで築き上げられた蔵王協議会の更なる発展を目指していきたいと考えておりますので、引き続きご支援ご鞭撻の程、よろしくお願ひ申し上げます。

今回、折角の機会をいただきましたので、蔵王協議会のこれまでの取組、その中でも継続していかなければならない特筆すべき事業について、ご存知の会員の方も多いとは思いますが、改めてご紹介させていただきます。

蔵王協議会は、平成14年に山形大学医学部、山形大学関連病院会、県医師会及び県健康福祉部等で山形県における医療人材育成と地域医療向上のために組織されてから今日に至るまで、山形県内における医師の適正配置や医療事故調査制度への対応等で大きな成果をあげ、厚生労働省をはじめ全国の医療関係者から注目されて来たことをご承知のことと思います。

中でも平成17年、山形県内の医師配置を調整するために設置した山形大学医師適正配置委員会は、県民代表、関連病院会、行政、県医師会等が外部委員として参画するとともに、地域の医療需要データ等のエビデンスに基づき医師派遣の必要性の審議も行う国内でもめずらしい取組として、これまで国の審議会やマスコミ等でも取り上げられています。この取組により、全国では時に医師配置の不透明さが指摘されることもありましたが、山形県においては透明性の高い医師の配置が行われ、現在まで続いております。

山形医療安全支援協議会の活動も全国的に注目されました。平成27年10月、医療法が改定され新たな医療事故調査制度が施行されました。この制度は、医療の安全確保と医療事故の再発防止が目的です。具体的には、医療機関の管理者が予期しなかった死亡が発生した場合、医療事故調査・支援センター（一般社団法人 日本医療安全調査機構）に報告し、院内調査を行い、その結果を、遺族及びセンターへ報告する制度です。院内調査を行うにあたり、専門家の派遣などの支援を行う団体は、「医療事故調査支援団体」と呼ばれ、県医師会の中目副会長（当時）及び蔵王協議会の嘉山会長（当時）が連携して調査支援団体「山形医療安全支援協議会」を立ち上げました。平成29年7月、全国医学部長病院長会議大学病院の医療事故対策委員会と東京都医療事故調査等支援団体連絡協議会の共催で「医療事故の調査などに関す

るシンポジウム」が開催され、山形医療安全支援協議会は全国で先進的な活動を行っている5組織の中の1つとして取り上げられ、高い評価を得ています。

蔵王協議会には「関連医療施設部会」、「研修部会」、「評価・企画・広報部会」の3つの部会があります。次にこの部会に関係した取組をいくつか紹介します。まずは、関連医療施設部会の山形地域医療構想委員会です。

「地域医療構想」とは、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる2025年に向け、病床の機能分化・連携を進めるために、2025年の医療需要と病床の必要量を推計し定めたものです。蔵王協議会では、地域医療構想策定のための正式な検討が始まる前から、県や関連病院会と連携し、今後の医療提供体制改革のビジョンを議論し、その成果は「山形県地域医療構想」に反映されています。しかし、現実の問題として行政が様々な計画・構想の策定やその具体化に取り組む場合、必ずしも科学的な医療需要と供給の解析データに基づいたものに成り難いといった問題点も県内の医療関係者から指摘されています。こうした状況を受け、蔵王協議会は、現在進められている医療提供体制に関する各種検討を行うにあたり、「医師会や関連病院などの医療現場の声を汲み取った上で、県が住民・患者目線の計画を策定できるようにする」との提言を行うことを目的として、「山形地域医療構想委員会」を平成30年3月に設置しました。今後、日本で最も科学的なデータに基づき「医療現場の声」と「住民・患者目線」が両立した地域医療構想の実現に取り組んでいきたいと考えています。

次に、研修部会の山形県専門医制度対応委員会をご紹介します。新たな専門医制度が平成30年度から始まりました。新たな専門医制度では、地域における医師の偏在が生じることなく専門医を養成する体制を構築するため、都道府県、市町村、医師会、大学、病院団体等による協議の場である「都道府県協議会」の設置が求められています。山形県では、山形県専門医対応委員会が、この都道府県協議会の役割を果たしており、毎年、研修プログラムの確認や調整を行っています。

研修部会は、この他、卒後臨床研修に関する取組も行っております。今年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け中止となりましたが、平成30年度から山形県、県医師会及び蔵王協議会の共催事業として、山形県への医師定着を促進するために、県内の全研修医が一同に会しての山形県研修医歓迎レセプションを開催しています。

以上、一部ではありますが蔵王協議会のこれまでの特筆すべき取組をご紹介します。繰り返しますが、蔵王協議会の会員の皆様におかれましては、本会の発展のため、今後ともご協力いただきますようお願い申し上げます。



白鷹町立病院の現状と地域医療研修

白鷹町立病院
院長 藤島 丈

山形大学医学部及び蔵王協議会の皆様には日頃より多大なご支援を賜り深く感謝申し上げます。

私は令和2年4月より高橋一二三前院長の後任として院長を拝命いたしました藤島丈と申します。山形大学医学部を昭和61年に卒業し第2外科に入局、山形大学病院及び県内外の数か所の病院で研修勤務の後、平成10年6月より白鷹病院に勤務しております。

現在、新型コロナウイルスをはじめ医療を取り巻く情勢がめまぐるしく変化するなかで、院長という重責を託されたことに身の引き締まる思いがしております。残された任期は数年ではありますが「地域住民に信頼される病院」という当院の理念のもと地域医療の充実に向けて今後も頑張っていく所存であります。

白鷹町は山形市の南西に位置し山形市内より車で1時間弱の距離にあり、町の中央を南北に最上川が流れ、白鷹山などの白鷹丘陵と葉山などの朝日連峰に東西を囲まれている自然豊かな町です。春は古典桜、夏は紅花、秋は鮎、冬は隠れ蕎麦屋の里として四季を通じて美しい自然、地産の食材を楽しむことができます。一方過疎化高齢化の波はわが町にも押し寄せており昭和30年のピーク時には2万6千人だった人口も現在は1万3千人と半減し、高齢化率も増加の一途をたどり現在は38%に達しております。

さて白鷹町立病院の歴史をさかのぼってみますと昭和30年12月に開院して以来本年で66年となります。平成9年に行政施設である健康福祉センターとともに現在の場所に新築移転しました。病床数は60床で内科外科各2名の常勤医、さらに山形大より診療・検査等に関しまして支援をしていただき内科、外科、整形外科、婦人科、皮膚科の5科で診療を行っております。

診療面での当院の特色としては平成6年に開始した在宅医療があげられます。訪問診察件数は月間150件に達したこともありますが現在は100件程度推移しております。また訪問看護ステーションも併設しており訪問看護件数も100件程となっております。お互いが連携し在宅での看取りにも対応できる体制となっております。しかし高齢化の影響もあり老老介護世帯が増加しそれに伴い家庭内介護力不足、また町内に介護施設が増設されたこともあり近年は訪問件数も減少傾向にあり今後もこの傾向は続くものと考えておりますが、地域住民の医療にとって重要な施策と考え今後も継続していきたいと考えております。

また年間千名程度の間人ドックを行っており住民の疾病早期発見にも力を入れております。特別養護老人ホーム、知的障害者施設の嘱託医として医学的管理、町内複数企業の産業医としての指導、小児のワクチン接種など医療者としての活動は多岐にわたっております。

平成16年から新しい医師臨床研修制度が開始されました。当院ではそのカリキュラムの一環である地域医療研修の受け入れを山形大学はじめ複数の病院から行っております。昨年末までに延べ110名の研修医が地域医療研修を当院で終了しています。

研修内容としては病棟外来診療、検査・手術の研修はもとより訪問診察・訪問看護・訪問リハビリなどの研修、救急外来での患者対応、高次医療機関への搬送対応、老健施設・知的障害者施設の回診なども担当していただいております。これまで研修医の先生たちと接して感じるところは、総じて臨床能力が高く知識も豊富で患者さんとの接し方カルテの書き方など、とても初期研修とは思えないほど優れた能力を持っている研修医が多いと感じております。自分自身が研修医であった頃と比較してみますとその違いに驚くばかりです。おそらく医学部での教育が座学での知識は言うまでもなくさらに実践的な実習を経験し総合的な医師としての能力を高め、さらに初期研修も系統的なカリキュラムによって能力が向上しているのではないかと推察しております。現行の研修医制度に関しては様々な意見があるかと思いますがプライマリ・ケアの基本的な診療能力を修得するには非常に有効な研修制度であると考えております。

地域医療とは地域で医療を受け生活をしていく上で様々な問題点を病気だけではなく患者さんの家族背景や経済的な問題なども考慮しつつ過ごしていただき、そして最終的には人生を全うするまでお付き合いするのが地域医療のあり方かと私は思っています。研修医の皆さんにもこのようなことを少しでも感じていただければと思います。指導に当たっております。

これまで研修をした研修医の方々には後期研修・専門研修へと移行しそれぞれの道を進んでいることでしょう。残念ながらこれまで地域医療の門を叩いてくれた方はまだおりません。いずれそのような志をもった医師が現れることを信じて今後も指導していきたいと考えております。

最後に、様々な社会の変化の中でも地域医療がこれからも継続していけますよう、皆様のご支援ご指導をよろしくお願い申し上げます。

山形大学医学部東日本重粒子センター

山形大学医学部附属病院
放射線治療科長 佐藤 啓

平成27年度より飯田キャンパスに整備を進めてきた東日本重粒子センターですが、患者さんへの重粒子線照射治療がいよいよスタートします。最初に治療の対象になるのは、前立腺癌です。前立腺癌は水平方向の重粒子線を両方の体側から前立腺に向けて照射することで治療が可能です。水平方向の重粒子線専用の固定照射室を令和3年2月末にオープンし、初期の安全性確認試験の後、前立腺癌の保険診療を4月から実施します。

限局した前立腺癌であれば、多くの場合重粒子線治療の適応症例となります。患者さんには照射準備のため来院していただき、固定具作成、CT、MRI撮影を実施します。その約2週間後から1日1回の照射を12回受けていただくこととなります。週あたりの照射回数は最大4回になるので、3週間が標準的な照射期間です。1回の治療にかかる時間は15分以内ですが、その内実際に重粒子線を照射している時間は1分程度です。照射中に痛みなどを感じることはありません。治療成績はきわめて良好で、予後が悪い高リスク群の症例でも10年局所制御率98%、10年生化学的非再発率79%と報告されています。有害事象もグレード



開所式の様子

3以上は0.1%程度に低く抑えられています。二次がんの発生率もX線の治療に比べて有意に低いという報告もなされており、安全かつ効果も高く、治療後のQOLも高い状態を維持できるのが特長です。

前立腺癌に対する重粒子線治療の予約は2020年11月から開始され、当院泌尿器科からの紹介だけでなく、蔵王協議会加盟病院からも既に多くの患者さんのご紹介をいただいております。中リスク以上の前立腺癌は照射前にホルモン療法を施行することで良い治療成績が得られること

がわかっているため、照射の日程から逆算してホルモン療法を施行している患者さんも多くいらっしゃいます。また、青森、岩手、宮城、福島、新潟各県からも既に予約が入っており、東北エリアにおける期待の大きさがうかがえます。東北地方全体での前立腺癌罹患数は今後増加することが予測されており、地域内の患者さんにできるだけ有効に使用していただけるよう努力してまいります。

また、前立腺癌以外の部位については、2021年夏以降にオープンする回転ガントリー照射室で治療を実施



附属病院とセンターをつなぐ渡り廊下

いよいよ治療が始まります

山形大学医学部東日本重粒子センター
East Japan HIC
 East Japan Heavy Ion Center
 Faculty of Medicine, Yamagata University

射は「呼吸同期照射」と呼ばれる照射法を用いるので、患者さんは治療台の上で普段の規則正しい呼吸をしていただければ照射は完了します。肺や肝臓は腫瘍周辺に重要臓器がない場合には照射回数をきわめて少なくできることが特長で、一番少ない場合は肺で1回、肝臓で2回の照射で治療は完了します。一方、苦手の部位としては放射線に弱く蠕動運動のため狙い撃ちが困難な胃や腸が挙げられます。また、脳腫瘍は現時点では治療の

対象とされていません。広範に遠隔転移があるような症例は重粒子線治療の対象にはなりません。少数の転移性肺腫瘍、肝腫瘍、リンパ節腫瘍は治療対象になる場合があります。公的保険適用となるのは前立腺癌、頭頸部非扁平上皮癌及び涙腺癌、頭頸部悪性黒色腫、鼻副鼻腔、聴器原発の扁平上皮癌、骨軟部腫瘍です。それ以外は先進医療の枠組みになり、314万円(予定)の照射費用は患者さんの全額負担となります。

当センターはメディアで報道される機会も多く、県内での認知度・注目度はかなり高まっているようです。がんを患っている患者さんから、重粒子線治療の適応について受診科の先生に質問していただくこともこれから増えてくると思います。多くの場合は受診科の先生が適応判断を下されると思いますが、迷うような場合がもしあれば重粒子線治療を担当する放射線腫瘍医までお気軽にご相談ください。そうした連携を通じて、山形県全体のがん医療水準のレベルアップにつなげることが、当センターの大きなミッションの一つと考えています。今後とも、ご指導・ご協力をお願いいたします。



回転ガントリー照射室



加速器室(シンクロトロン)

します。回転ガントリーとは、360°どの方向からでも重粒子線を照射するための装置で、世界で当センターが3台目となる希少な装置です。この装置を導入することにより、患者さんには身体を傾けることなく、楽な姿勢で治療を受けていただくことが可能です。回転ガントリーは頭頸部や骨軟部腫瘍など呼吸性移動の小さいものから治療を開始し、秋頃には肺や肝臓のように呼吸性移動を伴う臓器にも治療を開始する予定です。呼吸性移動を伴う臓器への照

令和2年度東北地区大学病院及び山形県内研修病院のマッチング状況

(令和2年10月22日現在)

1. 東北地区大学病院

病 院 名	定 員	マッチ数	空き定員	定員充足率
弘前大学医学部附属病院	45	3	42	0.07
岩手医科大学附属病院	40	10	30	0.25
東北大学病院	44	28	16	0.64
東北医科薬科大学病院	30	13	17	0.43
秋田大学医学部附属病院	16	8	8	0.50
山形大学医学部附属病院	50	24	26	0.48
福島県立医科大学附属病院	44	16	28	0.36

2. 山形県内研修病院

病 院 名	定 員	マッチ数	空き定員	定員充足率
山形大学医学部附属病院	50	24	26	0.48
山形県立中央病院	15	15	0	1.00
山形市立病院済生館	10	10	0	1.00
済生会山形済生病院	5	1	4	0.20
米沢市立病院	4	1	3	0.25
公立置賜総合病院	8	6	2	0.75
鶴岡市立荘内病院	5	1	4	0.20
日本海総合病院	11	8	3	0.73
山形県立新庄病院	4	0	4	0.00
山形県合計	112	66	46	0.59

(参考) 令和元年度山形県内研修病院のマッチング状況

病 院 名	定 員	マッチ数	空き定員	定員充足率
山形大学医学部附属病院	50	23	27	0.46
山形県立中央病院	15	15	0	1.00
山形市立病院済生館	10	3	7	0.30
済生会山形済生病院	5	2	3	0.40
米沢市立病院	4	3	1	0.75
公立置賜総合病院	9	5	4	0.56
鶴岡市立荘内病院	5	4	1	0.80
日本海総合病院	11	11	0	1.00
山形県立新庄病院	4	0	4	0.00
山形県合計	113	66	47	0.58

令和2年度 都道府県毎第一希望マッチ者数

県名	募集定員	マッチ者数①	マッチ者のうち、当該都道府県内の病院を第1希望にしていた学生の数②	マッチ者に対する1位マッチ者の割合 ③ = $\frac{②}{①} \times 100$
北海道	454	322	264	82.0
青森県	149	74	60	81.1
岩手県	125	63	55	87.3
宮城県	228	167	113	67.7
秋田県	107	68	65	95.6
山形県	112	66	57	86.4
福島県	164	101	79	78.2
茨城県	248	172	137	79.7
栃木県	184	159	120	75.5
群馬県	142	108	75	69.4
埼玉県	445	344	203	59.0
千葉県	473	434	246	56.7
東京都	1,326	1,238	736	59.5
神奈川県	662	630	336	53.3
新潟県	192	98	80	81.6
富山県	113	80	73	91.3
石川県	137	83	71	85.5
福井県	95	58	54	93.1
山梨県	80	61	48	78.7
長野県	179	124	96	77.4
岐阜県	203	125	98	78.4
静岡県	299	242	174	71.9
愛知県	568	528	418	79.2
三重県	150	115	98	85.2
滋賀県	128	100	74	74.0
京都府	254	241	156	64.7
大阪府	646	634	399	62.9
兵庫県	418	389	249	64.0
奈良県	141	129	89	69.0
和歌山県	118	93	79	84.9
鳥取県	82	47	40	85.1
島根県	77	49	43	87.8
岡山県	201	190	150	78.9
広島県	212	170	143	84.1
山口県	133	86	76	88.4
徳島県	77	39	32	82.1
香川県	108	51	47	92.2
愛媛県	153	79	74	93.7
高知県	97	68	54	79.4
福岡県	422	376	299	79.5
佐賀県	90	61	43	70.5
長崎県	143	106	83	78.3
熊本県	144	100	76	76.0
大分県	106	88	78	88.6
宮崎県	100	63	60	95.2
鹿児島県	147	102	94	92.2
沖縄県	175	148	115	77.7
全 国	11,007	8,869	6,309	71.1

後期研修医の動向 (令和3年1月1日現在)

診療科名	人数	内訳													備考	
		性別		初期研修			出身大学		出身		研修先			関連病院		
		男	女	医学部 附属病院	山形 大学	県内 他病院	県外 病院	本 学	他 大学	山 形 県	そ の 他	大学病院				
												助教	医員			大学院 生
第一内科	96	72	24	51	42	3	79	17	34	62	5	25	6	60	※2名休職中	
第二内科	45	36	9	32	10	3	39	6	21	24	4	14	1	26		
第三内科	27	19	8	14	9	4	22	5	8	19	3	10	0	14	※1名休職中	
精神科	18	14	4	15	3	0	18		6	12	3	7	0	8		
小児科	29	23	6	22	6	1	28	1	11	18	3	13	0	13	※3名休職中	
第一外科	22	19	3	15	7	0	21	1	11	11	5	6	0	11		
第二外科	24	23	1	16	8	0	23	1	9	15	7	5	0	12	※1名休職中	
脳神経外科	15	14	1	11	3	1	14	1	8	7	5	3	0	7		
整形外科	56	51	5	16	34	6	44	12	22	34	2	13	1	40	※1名休職中	
皮膚科	10	6	4	6	3	1	9	1	3	7	2	6	0	2	※2名休職中	
泌尿器科	22	20	2	13	6	3	21	1	4	18	4	6	0	12		
眼科	16	11	5	12	2	2	13	3	5	11	4	8	0	4	※1名休職中	
耳鼻咽喉科	29	19	10	8	16	5	22	7	11	18	6	9	1	13		
放射線診断科	21	14	7	12	7	2	19	2	10	11	6	4	0	11		
放射線治療科	14	9	5	6	6	2	13	1	3	11	5	3	0	6		
産科婦人科	32	16	16	20	10	2	29	3	11	21	5	12	0	15	※1名休職中	
麻酔科	29	14	15	10	16	3	24	5	10	19	5	11	0	13		
形成外科	4	2	2	2	0	2	2	2	2	2	0	3	0	1		
病理診断科	6	4	2	6	0	0	6		1	5	4	2	0	0		
救急医学	4	3	1	4	0	0	4		1	3	2	0	0	2		
腫瘍内科	9	7	2	7	2	0	7	2	4	5	1	4	0	4		
計	528	396	132	298	190	40	457	71	195	333	81	164	9	274		

※休職者は人数に含めない

蔵王協議会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会を蔵王協議会と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 本会は、会員相互の緊密な連携と協力により山形大学並びに関連医療施設の医学・医療の充実と発展を図り、人材養成と地域医療の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 卒後臨床研修体制の整備等に関すること。
- (2) 関連医療施設との連携に関すること。
- (3) 地域医療構想への対応に関すること。
- (4) 地域の医師の適切な配置に関すること。
- (5) 医療事故調査制度への対応に関すること。
- (6) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 山形大学医学部教授会構成員及び山形大学医学部教室委員会会長
- (2) 山形大学関連病院会会長
- (3) 山形大学関連病院会に加盟する各病院の代表者
- (4) 山形県、山形県医師会、山形県歯科医師会、山形県看護協会、山形県薬剤師会及び山形県助産師会の代表者

2 代表者が会員となっている団体において、代表者に交替があったときは、後任の者が会員資格を引き継ぐものとする。

第4章 組織及び役員等

(組織)

第5条 本会の議決機関として総会を置く。

2 本会の運営及び事業を円滑に行うため、本会に運営委員会を置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|----------|----|
| (1) 会長 | 1人 |
| (2) 副会長 | 3人 |
| (3) 執行委員 | 9人 |

2 役員は、第11条に規定する監事を兼務するこ

とはできない。

(会長)

第7条 会長は、山形大学医学部長とする。

2 会長は会務を統括し、本会を代表する。

(副会長)

第8条 副会長は、山形大学医学部附属病院長、山形大学関連病院会会長及び山形県医師会会長とする。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が、その職務を代理する。

3 第2項により、会長の職務を代理する副会長の順位については、予め会長が指名し、総会の承認を得ておくものとする。

(執行委員)

第9条 執行委員は、次の者とする。ただし、第4号及び第5号の者については、第5条第2項に規定する運営委員会において選出し、総会において承認を得なければならない。

- (1) 山形大学医学部教室委員会の代表者
- (2) 山形県の代表者
- (3) 山形県歯科医師会の代表者
- (4) 山形大学医学部教授会構成員から3人
- (5) 山形大学関連病院会加盟病院から3人

2 執行委員は、運営委員会に出席し、運営委員会が所掌する事項について職務を行う。

(任期)

第10条 役員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(監事)

第11条 本会に、監事を2人置く。

2 監事は、第4条第1項に規定する会員のうち、山形大学医学部教授会構成員から1人、山形大学関連病院会加盟病院から1人を、運営委員会が推薦し、総会において決定する。

3 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

4 監事の任期等については、第10条を準用する。

第5章 総会

(開催)

第12条 総会の議長は、会長をもって充てる。

2 総会は、会員で構成する。

3 第4条第1項第3号及び第4号に規定する会員について、やむを得ない理由により、総会に出席できない場合は、会員の属する団体等の職員に代理させることができる。

4 総会は、会員の過半数の出席により成立する。ただし、議長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。

5 総会は、原則として年1回3月に定期開催するものとし、会長が招集する。その他、会長が必要と認めた場合は、臨時の総会を招集することができる。また、会長を除く運営委員会の委員の

- 5分の2以上から請求があった場合は、会長は速やかに臨時の総会を開催しなければならない。
- 6 総会の議決は、出席した会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 7 自然災害等のやむを得ない事情で総会の開催ができないと会長が判断したときは、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第13条 総会は、次の各号に掲げる事項について議決する。

- (1)第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の承認並びに第11条第2項に規定する監事の決定
- (2)事業計画
- (3)事業報告
- (4)予算
- (5)決算
- (6)蔵王協議会会則、蔵王協議会部会規程及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会規程の変更
- (7)第16条第1項第6号により議決された事項の承認
- (8)その他、本会の運営に関する重要な事項

第6章 運営委員会

(構成)

第14条 運営委員会の構成は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1)会長
 - (2)副会長
 - (3)執行委員
 - (4)第17条第1項に規定する各部会の部会長
- 2 会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見を聴くことができる。

(開催)

第15条 運営委員会の委員長は、会長をもって充てる。

- 2 運営委員会は、必要に応じて委員長が招集する。
- 3 運営委員会は、委員の2分の1以上から開催の要請があった場合には、臨時に開催するものとする。
- 4 運営委員会は、第14条第1項に規定する構成員の過半数の出席により成立する。ただし、委員長に委任状を提出した場合は、出席に代えるものとする。
- 5 運営委員会の議決は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。
- 6 急を要すると委員長が判断した議決事項について、書面等をもって表決することができる。

(議決事項)

第16条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項

について議決する。

- (1)第9条第1項第4号及び第5号に規定する執行委員の選出
- (2)第11条第2項に規定する監事の推薦
- (3)第13条に規定する総会議決事項の協議
- (4)部会及び蔵王協議会部会規程第5条に規定する小委員会への事業の委任・調整
- (5)本会への要望事項の協議等
- (6)総会の議決が必要な事項について、緊急を要するため、総会の招集を待つことができない事項。ただし、直近に開催される総会に報告し、承認を得なければならない。

第7章 部会

(部会)

第17条 本会の目的達成のため次の部会を置く。

- (1)関連医療施設部会
- (2)研修部会
- (3)評価・企画・広報部会

- 2 各部会の委員は、会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
- 3 各部会の部会長及び副部会長は、各部会の委員から会長が副会長と合議の上、指名するものとする。
- 4 各部会の部会長、副部会長及び委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 委員の構成については、蔵王協議会部会規程に定める。

第8章 事務局

(事務局)

第18条 本会の事務局を山形大学飯田キャンパス事務部総務課内に置く。

- 2 事務局は、事業の円滑な実施に必要な事務及び会計に関する事務を行う。

第9章 会計

(会計)

第19条 本会の事業年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の運営に必要な経費は、蔵王協議会会費規程に規定する会費及びその他の収入をもってこれに当てる。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成15年3月29日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成17年7月20日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成18年12月5日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成24年12月7日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成28年3月30日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年7月19日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成29年8月18日から施行する。

附 則

この改正会則は、平成30年9月15日から施行する。

附 則

- 1 この改正会則は、令和2年10月6日から施行する。
- 2 令和2年度に限り、第9条第1項に規定する執行委員の選出を会長、副会長に一任する。

山形大学関連病院会則

(構成・名称)

第1条 本会は、山形大学に関連する医療施設を会員として構成し、山形大学関連病院会と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦、研修を図るとともに、蔵王協議会と密接な連携を取りながら卒後臨床研修及び地域医療の充実に寄与することを目的とする。

2 本会は、蔵王協議会に加盟するものとする。

第3条 本会会員は、前条の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第4条 会員になろうとする者は、所定事項を記入した入会申込書(別紙様式1)を会長に提出し、会長の承認を受けなければならない。

(事務所)

第5条 本会は、事務所を蔵王協議会事務局内に置く。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|--------|-------|
| (1)会長 | 1人 |
| (2)副会長 | 1又は2人 |
| (3)評議員 | 若干人 |

(4)監事 2人

- 2 会長は、総会で会員の中から選出する。
- 3 副会長及び評議員は、会員の中から会長が委嘱する。
- 4 監事は、総会で選出する。
- 5 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(総会)

第7条 総会は、定例総会及び臨時総会とする。

- 2 定例総会は、年1回会長が招集する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第8条 本会の運営に要する経費は、会費(年30,000円)及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(退会)

第9条 会員が退会しようとするときは、理由を付し退会届(別紙様式2)を会長に提出しなければならない。

- 2 本会則を遵守しないとき又は山形大学関連病院会並びに蔵王協議会の名誉を毀損する行為があったときは、役員全員の合意に基づき、当該会員を退会させることができる。

- 3 会員の退会にあたり本会に既に納入した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

附 則

この会則は、平成14年8月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成19年3月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年1月26日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この会則は、平成29年7月19日から施行する。

蔵王協議会役員・監事一覧

◆役員

会 長	山形大学医学部長 上野 義之				
副 会 長	山形大学医学部附属病院長 佐藤 慎哉	山形大学関連病院会会長 栗谷 義樹	山形県医師会長	中目 千之	
執 行 委 員	山形大学医学部教室委員会会長 蜂谷 修	腎泌尿器外科学講座教授 土谷 順彦	山形県立中央病院長 武田 弘明		
	山形県健康福祉部医療統括監 阿彦 忠之	皮膚科学講座教授 鈴木 民夫	山形市立病院済生館病院事業管理者 平川 秀紀		
	山形県歯科医師会会長 富田 滋	整形外科科学講座教授 高木 理彰	米沢市立病院病院事業管理者 渡邊 孝男		

◆監 事

監 事	産科婦人科学講座教授 永瀬 智	東北中央病院長	田中 靖久		
-----	-----------------	---------	-------	--	--

山形大学関連病院会加盟病院一覧

	No.	病 院 名	代表者名		No.	病 院 名	代表者名	
国 立	1	国立病院機構山形病院	川並 透	県 内 医 療 機 関	43	二本松会 かみのやま病院	田所 稔	
	2	国立病院機構米沢病院	飛田 宗重		44	山形さくら町病院	江口 拓也	
県 立	3	山形県立河北病院	深瀬 和利		45	医療法人 舟山病院	鬼満 圭一	
	4	山形県立こども医療療育センター	伊東 愛子		46	みゆき会病院	安藤 常浩	
	5	山形県立新庄病院	八戸 茂美		47	山形済生病院	石井 政次	
	6	山形県立こころの医療センター	神田 秀人		48	山形厚生病院	加賀山 哲夫	
	7	山形県立中央病院	武田 弘明		49	矢吹病院	矢吹 清隆	
	市 立	8	寒河江市立病院		後藤 康夫	50	横山病院	横山 智之
		9	鶴岡市立荘内病院		鈴木 聡	51	丹心会 吉岡病院	吉岡 信弥
10		天童市民病院	木村 青史		52	社会医療法人公徳会 若宮病院	長谷川朝穂	
11		山形市立病院済生館	平川 秀紀		53	明石医院	伊藤 義彦	
12		米沢市立病院	渡邊 孝男		54	大島医院	大島 扶美	
13		尾花沢市中央診療所	本間 直之		55	医療法人霞晴堂 白田医院	白田 一誠	
14		鶴岡市立湯田川温泉リハビリテーション病院	武田 憲夫		56	長清会 長岡医院	櫻井 清陽	
町 立	15	朝日町立病院	小林 達		57	南陽鈴木内科医院	鈴木 哲治	
	16	小国町立病院	阿部 吉弘		58	光仁会 PFC JAPAN CLINIC 山形	鈴木 庸夫	
	17	町立金山診療所	手塚 裕之		59	吉川記念病院	吉川 順	
	18	白鷹町立病院	藤島 丈		60	庄内余目病院	寺田 康	
	19	公立高畠病院	泉谷 健		61	医療法人徳洲会 新庄徳洲会病院	笹壁 弘嗣	
	20	西川町立病院	須貝 昌博		62	(医)伍光会 北村山在宅診療所	肌附 英幸	
	21	町立真室川病院	室岡久爾夫		63	産婦人科 小児科 三井病院	三井 卓弥	
公 立	22	最上町立最上病院	佐藤 俊浩		64	医療生協やまがた 鶴岡協立リハビリテーション病院	茂木 紹良	
	23	公立置賜総合病院	林 雅弘		65	医療法人健友会 本間病院	菅原 保	
	24	公立置賜南陽病院	横澤 秀一		66	医療法人社団慈心会 井出眼科病院	井出 智子	
	25	公立置賜長井病院	齋藤 秀樹		67	医療法人社団明山会 山形ロイヤル病院	熱海 裕之	
	26	北村山公立病院	鎌塚栄一郎		68	医療法人社団愛陽会 三川病院	錦織 靖	
	27	日本海総合病院	島貴 隆夫	69	南陽矢吹クリニック	星 光		
県 内 医 療 機 関	28	日本海酒田リハビリテーション病院	鈴木 晃	県 外 医 療 機 関	70	岩手県立千厩病院	宗像 秀樹	
	29	医療法人社団斗南会 秋野病院	伊藤 正尚		71	石巻赤十字病院	石橋 悟	
	30	尾花沢病院	渋谷 磯夫		72	泉整形外科病院	高原 政利	
	31	小原病院	小原 正久		73	地域医療機能推進機構 仙台病院	村上 栄一	
	32	医療法人社団 小白川至誠堂病院	大江 正敏		74	医療法人徳洲会 仙台徳洲会病院	佐野 憲	
	33	社会医療法人公徳会 佐藤病院	沼田由紀夫		75	みやぎ県南中核病院	宮崎 修吉	
	34	三友堂病院	仁科 盛之		76	医療社団法人青空会 大町病院	猪又 義光	
	35	三友堂リハビリテーションセンター	穂坂 雅之		77	太田西ノ内病院	新保 卓郎	
	36	至誠堂総合病院	小林 真司		78	呉羽総合病院	緑川 靖彦	
	37	篠田総合病院	篠田 淳男		79	鳴瀬病院	鳴瀬 淑	
	38	清明会 PFC HOSPITAL	池谷 龍一		80	柊記念病院	太田 守	
	39	千歳篠田病院	木村 正之		81	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	柳澤 勉	
	40	天童温泉篠田病院	大田 政廣		82	立川総合病院	岡部 正明	
	41	鶴岡協立病院	堀内 隆三		83	寿泉堂総合病院	金澤 正晴	
	42	東北中央病院	田中 靖久		84	岩手県立遠野病院	郷近祐司	